

明治初期における蚕種輸出記録 (1)

——上野国島村 田島弥平の手記から——

The Record of Export of Silkworm Eggs in the Early Part of the Meiji Era(1)
——The Personal Note on Shimamura Kozuke written by Yahei TAJIMA——

深 町 浩 祥

Hiroyoshi FUKAMACHI

要 旨

日本の蚕種業は江戸末期から明治初期にかけて、特に蚕種の海外需要への対応において盛況と不況を繰り返していた。幕府および明治政府は輸出用生糸や国内織物業者用の生糸生産に悪影響を及ぼすことなどを懸念し、日本の蚕種を求める外商・列強代表の動きに対応しつつ蚕種の輸出規制を行った。

そのような状況下で、蚕種業が盛んな一部地域では、組織的な経営管理体制を整え海外への輸出を試みる者もあらわれた。そのような地域のなかでも明治初期の段階で信濃・武蔵・羽前について全国第四位の蚕種産出国であった上野国にあり、その中心産地であった佐位郡島村は蚕種生産地として知られている。

本稿では、島村蚕種製造農家の指導的役割を担っていた田島弥平による手記をもとに明治初期における蚕種輸出状況とこれに深く関与した渋沢栄一との関係を明らかにするとともに、蚕種販売の維持に向けて島村の蚕種業者がどのような対応をしたかを整理した。

キーワード：蚕種輸出、田島弥平、渋沢栄一

1. はじめに

養蚕・製糸業には様々な業種が含まれるが、その中でも基盤ともいえる業種が蚕種業である。

蚕種とは、蚕の卵をさす産業用語である。蚕の卵が生みつけられた和紙を蚕卵紙という。明治初期、良質な蚕種を作りヨーロッパに輸出してその名を世界に知らしめたのは上野国佐位郡島村という小さな村落であった¹。

島村では1800（寛政12）年頃に奥州本場から「種師」を雇い、蚕種を製出し、これを売ったことが確認されている。その後、江戸末期の1846（弘化3）年から1863（文久3）年までの18年の間に6度に渡り利根川の大規模な洪水に見舞われた²。この利根川の大洪水を契機に桑畑を開墾し、蚕種生産がいつそう盛んになったといわれる³。利根川の氾濫のたびに上流から肥料分を含んだ土砂が大量に流れ込むと同時に、桑につく害虫を洗い流し、優秀な蚕種ができることがわかったのである⁴。

この島村で蚕種業の指導的地位にあったのが田島家である。田島弥平⁵および田島武平の両家はともに創業期から島村を代表する蚕種家で、弥平の父弥兵衛と武平の父武平衛は横浜が開港した1859（安政6）年、奥州本場および羽州（米沢）へ向かい、切り出し種生産と切り出し種の買い付けを行った⁶。以後、田島家は蚕種業発展に尽力してきた。

田島弥平は「幕末ヨリ明治初期 蚕種輸出記録 南畝 田島彌平手記」⁷という手記を残している。ここには、江戸末期1863（文久3）年から明治初期1885（明治18）年にかけて、蚕種業の盛衰状況と島村の蚕種業者が他に類を見ない組織体制を築き上げ、ヨーロッパの蚕種市場に販路を拡大した経緯と実績が記されている。本研究は、その島村地域の蚕種業について経営学的視点から考察を試みることを目的とする。

今回、手記をその内容に沿って前半と後半に分けて検討したい。まず本稿では、島村蚕種業の台頭から安定的な供給のためにわが国初の蚕種業の会社を設立したところまでを整理する。そして、次稿で会社の事業的性格を変化させながら蚕種業者としてヨーロッパに直接蚕種販売することが実現できた背景を整理し、全体の考察を加えたい。これにより、当時の島村蚕業における会社組織が決して前近代的なものではなく、現代社会にも通じる組織体制を内包していた可能性を考察する。

まず本稿では、弥平の上記手記のうち前半部分に相当する1863（文久3）年から1874（明治7）年までを対象とし、幕末から明治最初期にかけての蚕種輸出に向けた島村蚕業者の取り組みについて整理する。

2. 蚕種輸出の沿革

2-1 蚕種の病

田島弥平による蚕種輸出記録の手記は下記のように始まる。

文久三年癸亥ヨリ横濱ニ於テ外国人我蚕種ヲ求ムル事アリシガ、当時幕府ハ蚕種輸出ヲ禁ジタル時ナルヲ以テ、売買両方トモ密約ニテ取引ヲナシ、陰に利ヲ収メシ者アリ、其初メテ我国ニ来リ、蚕種ヲ求メシ者ハ伊太利人アンダラオツシナル者ヲ始トシ、外数拾名来リテ、早く己ニ我蚕種ノ有効ナルニ注目シ来テ、密ニ之ヲ求メ巨万ノ利ヲ得、且ツ謂ラク、如此広益ノ者ヲ売買スルハ彼我両国ノ公利ナレバ、公然之ヲ日本政府に請求シテ公益ノ商品タラシムベシト、乃チ同国政府ニ請ヒ我幕府ニ談判シ、幕府モ亦遂ニ此議ヲ容ル
(群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編 23』1985年 63頁)

1863(文久3)年、横浜に外国から日本の蚕種を求めて商人(イタリア人ほか)が買い付けにきていたが、幕府が蚕種輸出を禁じていたため、密輸が行われていた。また、その後、強い要望を受け幕府が輸出を認めたことが記されている。

19世紀前半まで蚕糸業の中心は、イタリア、フランスであった。しかし、1840-50年代頃から、イタリア、フランス、さらに他のヨーロッパ諸国において「微粒子病」(微孢子虫による蚕の伝染病)という蚕の病気が蔓延し始めた⁸。イタリア、フランスは養蚕絹糸業製品に大きく依存しており、その生産力の著しい低下はそれぞれの国の経済にとって大きな打撃となった⁹。生糸輸出国であった清国は、アロー号戦争(清国とイギリス・フランスとの間に起きた戦争)や太平天国の乱(アヘン戦争後、重税に苦しんで立ち上がった農民の乱)のため、上海貿易が停止しており、清国の生糸を輸入することができなかった¹⁰。したがって、その解決策としては、新たに未感染の地域から無病そして良質の蚕種を輸入すること以外になかった。この時、いわば蚕種仕入を行う専門の商人が生まれることになったといえる。

このような状況の中、遠く極東にある微粒子病の感染を免れている日本の蚕種に注目が集まった¹¹。横浜港の開港もあり、微粒子病によって荒廃したヨーロッパの蚕糸業の活路を開くには、日本の蚕種の輸入が必要だったのである。

幕府は横浜を開港しても蚕種の輸出だけは禁止していた。蚕種は修好通商条約を結ぶ際の「貿

易章程」の中の禁止輸出品目ではないため、公式に制限はできなかった¹²が、蚕種の不足が生糸生産に大きく影響することを懸念し、民間人による輸出は禁止していたのである。

しかし、1861（文久元）年頃から蚕種の密輸が始まり1864（元治元）年には45万枚にも及んでしまった¹³。日本の蚕種を求める外国からの強い要望に抗えず、その後に民間人による輸出を認めることになったのである。

2-2 幕府の蚕種輸出公許

続いて手記には下記の通り続く。

元治元年甲子九月ニ至テ幕府蚕種輸出ノ禁ヲ解ク、是ヲ横濱ニ於テ蚕種輸出ノ公然売買アリシ始トス、某等蚕種ヲ輸出品トシテ売出セシハ蓋シ此年ナリ、因ニ云フ、此年蚕種製造人ニテ一般ノ者輸出品ナルヲ知ラザルガ故ニ買人望ミヲ満タス事能ワズ、我地方ナドニテハ僅々タル者ナリ

（同 63頁）

幕府は1864（元治元）年、民間人による輸出を認め、公然と売買ができることとした。横浜にそう遠くない地域にある島村であっても、蚕種が輸出品となり商いができるようになったという時勢を知る機会を得るまでに時間がかかった。そして、いち早く売ることができたのは島村ではわずかな人数でしかなかったと記されている。

幕府は当初伊勢平・芝屋清五郎・浅田十作の三人の商人に蚕種の売込を許可した¹⁴。さらには鈴木屋安兵衛ら十数人からも蚕種輸出の出願があり、国内で使用しない蚕種に限り輸出を許可することにした¹⁵。

このように、当初、輸出用蚕種の販売は特定の商人に限定されていた。これに外国側が強く反対したため各国代表に国内の商人ならば誰でも自由に蚕種を販売できることを通告し、蚕種の輸出制限を公に解除した¹⁶。

しかし、横浜の蚕種売込商を中心に輸出許可が出されるなど、横浜に優位な状況に変わりはなかったと考えられる。

3. 蚕種需要と価格変動

3-1 蚕種需要の増加

フランス・イタリアの商人は密輸の手段を取ってでも日本の良質な蚕種を強く求めていた。幕府の蚕種輸出公許の後には一般に販売できることになり、島村にもその販売契機がおとずれることとなる。

慶応元年乙丑・同二年丙寅ト続テ、伊太利・仏蘭西ノ商人横濱ニ来リ蚕種ヲ求ム、然レドモ其価壹枚僅カニ金五拾銭ヨリ七拾五銭迄ニテ低廉ナリシ
同三年丁卯ハ伊・仏商人買入レノ精神稍々強ク、原蚕種壹枚ノ代価金貳円五拾銭ヨリ金三円迄ノ売捌キヲナスニ至ル、蓋シ蚕種輸出ノ高価ヲ得タル初メトス
(同 63 頁)

1864 (慶応元) 年から 1865 (慶応 2) 年にかけては、蚕卵紙一枚五十銭から七十五銭での取引となり価格が抑えられた。しかし、1866 (慶応 3) 年から蚕卵紙一枚二円五十銭から三円までの売捌きができるようになり、高い利益を得ることができるようになった。

島村ではこれを契機に、全戸数三百戸余りの村のうち蚕種業に従事する者が二百五十余名に達し全村民が蚕種業者になったといわれる¹⁷。

3-2 蚕種価格の高騰と暴落

手記は、蚕種価格の変動について下記のとおり続く。

明治元年戊辰ヨリ同三年迄前年ニ勝リテ高価ナリ、同四年ニ至リテ我島村ノ蚕種壹枚洋銀四枚以上ノ高価ニ売込、上景気ナリシガ秋晩大ニ低落シ、損耗スル者アリテ為メニ我島村ノ蚕種製造人ノ中ニハ、不幸ニシテ横濱ニ持行キシ蚕種ヲ売残セイ者数名アリテ、同港蚕種売込問屋ヨリ若干ノ金員ヲ負債シテ帰リシモノアリ
(同 63 頁)

1968 (明治元) 年から蚕種の価格は高騰し、特に島村の蚕種は品質が良く 1871 (明治 4 年頃は蚕卵紙一枚につき洋銀四枚以上の高値で売れたと記されている。洋銀四枚とは四円七十銭から五

円八十銭の価格に相当する。

しかし、同年秋には蚕卵紙一枚につき二円六十銭に暴落した¹⁸。さらに、特に良質のだけが買い取られたため、多くの売れ残りが生じてしまった。このため島村の蚕種業者のうち数名は帰途のために横浜の売込問屋から借財をすることになったと記されている。

この暴落の理由一つとしては、イタリアに続いて輸出先二位のフランスが普仏戦争（1870-71年）に敗れ、取り引きを停止したため、生糸・蚕種の需要が大幅に減少したことがあげられる¹⁹。

明治四年八月、横濱ニ出荷セシ全国ノ蚕種多額ナリシ為ニ、売尽ス事能ハザルヲ以テ、出荷ノ高三分一ヲ横濱ニ積置キ外商ニ売渡サルモノトシ、三分ノ二ヲ売ラント欲スルモノアリシガ、其儀行ハレズ却テ下落ヲ来タシ、一般製造人大ニ損失セリ
(同 63頁)

また、同年八月においては全国の蚕種業者が多額の資金を投入し大量の蚕種を製造し横浜に出荷した。これは、前年の高額取引が続くことを期待しての見込み製造・出荷であるが、上記のとおり普仏戦争の影響と重なって暴落を誘発させる要因となり、蚕種製造者に大きな損失を招いてしまったと記されている。

大量生産による過剰供給と同時に、これにともなう品質の劣る蚕種や偽蚕種など粗製濫造品の混入もあり、外国の蚕種仕入商人が買い控えをすることもあった²⁰。

さらに、この頃、それまでヨーロッパで蔓延していた微粒子病の予防に関して進展があった。1869年科学者のルイ・パスツール²¹の研究によって、顕微鏡検査による微粒子病の予防法が発見されたのである²²。この予防法の普及には十数年を要するが、日本の蚕種需要の終息が近づいていることが予見されていたのである。

このような状況の打開にむけて、島村の蚕種業者は近代的な生産組織体制を整える方法で対処することになる。

4. 島村勸業会社の設立

4-1 わが国初の蚕業会社の設立

上記のような蚕種価格の大きな変動による不景気への方策として島村の田島武平²³が決定したのは、わが国初の蚕業会社の設立であった。

明治初期における蚕種輸出記録（1）

同五年、前年蚕種売捌上ニ損失ヲナセシモノ、村中同業者中ニアリテ尽ク萎草ノ兆アルヲ見、田島武平自ラ發起人トナリ島村勸業会社ヲ設立ス、蓋シ此事タルヤ前年ノ大勝利ヲ得シモノト、大失敗ニ罹リシモノアリテ如何ニモ不公平ナルハ、本業ノ不景氣ヲ極ムルノ原因ニシテ、実ニ將ニ地ニ落チントスル者アリシ形勢ナリ、今ニシテ之ヲ挽回ゼズンバ其衰頹那辺ニ至ルヤヲ知ルベカラズ、此ヲ以テ皆相推勸督進シテ善良ノ蚕種ヲ精製シ、善後ノ良謀ヲ企図シ乃チ本会社ヲ立ルノ事アルニ至レリ、当時幸ヒニ県庁ノ保護厚キト、村内有志者ノ賛成トニ依テ其改良方法宜キヲ得、明治五年壬申五月群馬県庁ノ許可ヲ得、漸ク島村勸業会社ヲ立ツルニ至レリ（同 63 頁）

島村の指導者として田島武平は同村の蚕種業者を救済することを考え、会社を設立することが記されている。蚕種の売り上げ低下の原因の一つは粗製濫造品の横行であり、今後はさらに研究を進め精製品を生産することが重要である。そして、島村で生産した蚕種が精密に管理された精製品であるという信用を海外の業者から得るために必要なものは、近代的な会社を組織する事と考えたのである。

しかし、近代的な会社組織の設立という発想は、武平独自のものではなく、当時の大蔵大丞渋沢栄一によるものであった。

渋沢栄一の生涯における活動は多岐にわたるが、「合本主義」²⁴とりわけ株式会社制度の実現にむけた活動が注目される。

4-2 渋沢栄一から田島武平への書簡

渋沢栄一から田島武平へ会社設立に関する 1872（明治 5）年の書簡が残されている²⁵。

「明治辛未 月 日 晩香書屋印」

拜稟 愈御清適拝賀ノ至ニ候、偕先頃高囑ノ養蚕会社創立ノ義、爾來塵事ニ被妨大ニ延引嚙差支ノ事ト遙察候、漸会社定款と申合規則ノ要旨丈取調候間さし上候、尚可然御加除完備し御設立可被成候

右申案中幸ひ細野子帰省ノ由ニ付、同人へ附し書外委曲口授候間御聴了可被成候

会社を設立するにハ先村中を会し、別紙を示し之を理解し一同協議ノ上ハ之を浄書して、即時申合規則を作為し、別に願書を認め（願書の旨趣ハ、近来養蚕家ノ人々相競ふて共に破産する弊害と、此会社を創立せば一村又は数村ノ一人一意に帰し、物産をも繁殖し公益にも可相成との要領を、略書して可ならん欵）県庁に御願被成定款に有之通允許ノ上、早々二通を認め官私別之を保證候様御取計可被成候（但申合規則も同様ニ被成方可然候事）

此定款に遵て規則を定め社中之を守りて会社を取調ハゞ、随分一同ノ便益にも可相成、且遂ニ全国にも相及し得べき義と被存候間、是非当年ヨリ御施行有之度奉存候

別ニ蚕業研究ノ義ニ付少々小生ノ愚案有之、即今建議中ニ付不日之を可と決し候ハゞ、果たして賢兄杯御勞し可申上一事有之候、委細ハ細野へ申述置候間、御聴置有之度候

明治五年

申二月六日

洪澤栄一

(同 47-48 頁)

田島武平は事前に洪沢に島村の蚕種を救う方策について相談していることが読み取れる。その相談に対して、洪沢は会社組織の設立の案を進言したのである。「一同協議」「一人一人の意に帰し」「公益」という記述の中に、商業は蚕種業に関わるひとりひとりの考えのもとで行われるべきものであるが、その目的は私益のためでなく公益のためにあるという彼の考え方が反映されている²⁶。

洪沢は1867（慶応3）年、フランス・パリ万国博覧会に派遣された徳川昭武に随行してパリ万博幕府使節随員として渡欧し、「合本会社」（株式会社）に強い関心を抱いた。その発端はスエズ運河の大規模な公益事業をフランスの民間「会社」が行っていることを知ったことにあつた²⁷。

1868（明治元）年11月に帰国した洪沢は、静岡商法会議所（後に常平倉に改名）に頭取として事業を取り仕切った後、大蔵官吏となり『立会略則』を著し、自らの合本主義の論理を示したのである²⁸。

洪沢は書簡の中で下記のように続けている²⁹。

会社ニ付金子御入用云々ハ其節に至り御申越次第早々相弁可申候、又此御願書県ヨリ大蔵省へ差出候ハゞ、小生勉強速ニ所決候様取計可申候、是ハ其事最好ノ義ニより可申候

併此定款小生ノ手に成り候義ハ、堅く御無言ニ被成度、然時ハ社中ノ共信ニ妨あるべし、御注意是祈

御差出候規則案も返上いたし候、申合規則を作り候にハ、聊御見合にも可相成坎、御更ノ考有之度候

農事ノ申合規則ハ近々之を設立候ニ付、願書中に其端を叩き候方旨趣完全を得可申と被存候

(同 48 頁)

ここでは、資金の融資についての助言が記されている。会社を設立するにあたり資本金が必要であるが、その資金は他から募ればよい。また、県から大蔵省を通じて手配すると記している点は、民間と政府の橋渡し役を演じた財界の指導者としての洪沢の特質をよく表しているとい

える。

4-3 島村勸業会社と三井組

田島弥平は手記の中で資金調達について触れている。

然レドモ前年ノ失敗ノ為メ資金乏キヲ以テ、遂ニ之ヲ東京三井銀行ニ請ヒ、資金六千円ヲ借受ケ、社中貳百〇五名ノ資金ニ供ス、

(同 63-64 頁)

会社設立のための資金は 1871 (明治 4) 年秋の蚕種暴落による損失により不足していた。そこで、田島武平は三井組³⁰ から資金 6,000 円を調達し、蚕種社員に分配したと記している。

こうしてわが国で初めての蚕業会社である島村勸業会社が設立されたのである。

これ以降も、島村勸業会社と三井そして渋沢との関係は継続し、イタリアへの蚕種直売³¹の実現へとつながっていく。この三井組からの資金調達は、渋沢の助けによるところが大きい。渋沢と三井との関係は 1868 (明治元) 年から始まる。

1868 (明治元) 年 11 月 3 日に横浜に着港した渋沢は、渡欧から持ち帰った荷物の取扱いや欧州滞在中の経費精算などで多忙を極めていたが、そうしたなかで三井の大番頭三野村利左衛門と面会している³²。

その後、渋沢の静岡商法会議所頭取時代における太政官札の正金交換への三田村の協力、第一国立銀行の設立の際の三井との協議³³ など、渋沢は三井との関係を深めていた。

続いて勸業会社設立後の状況は下記のとおりである。

果シテ該年養蚕最上ノ結果ヲナス、故に其製種モ亦最上等ノ品ヲ四万四千〇七拾八枚ヲ製造シ、広ク内国ノ伝説賞賛スル処トナリ、其説延テ海外ニ聞ヒ、其秋横濱ニ於テ最モ著名ノ品トナリ残ラズ之ヲ売尽セリ、即チ売価数万金ヲ修得ス、此ニ於テ前年ノ負債ト三井銀行ヨリノ借財六千円ハ同ク速ニ返済シ、尚大ニ余剰アルニ至ル、実ニ僅々壹年ニシテ慘状ヲ変ジテ盛況トナス、蓋シ人皆初メテ結社ノ有効ナルヲ知ルニ至レリ、

(同 64 頁)

島村勸業会社が設立された 1872 (明治 5) 年の養蚕は良質であり、蚕種も上質のものが四万四千枚以上も生産され、その品質の優秀さが広く日本中に広まったと記されている。すると島村の

蚕種の品質の高さが海外の蚕種仕入商人にも知られるところとなり横浜で最も著名な品となり、数万円の売り上げを得た。これにより三井組からの融資六千円を残らず返済しても有り余る利益を生んだとしている。また、わずか一年で盛況となったことで、「会社」という近代組織が有効であることを皆が知ったと記されている。

ここで、「会社」がどのように有効な役割を担っていたのかを考察するために、勸業会社の具体的な活動を示している「申合規則」³⁴ および宮崎³⁵の研究をもとに島村勸業会社の活動理念を整理し、その上で考察する。

4-4 島村勸業会社の活動理念

島村勸業会社設立が良質の蚕種製造と利益の確保のためにどのような活動理念を持っていたのか、以下に整理し考察する。

第1の役割としてあげられるのは、粗製濫造防止への対策である。

具体的には、桑の収量に応じた掃き立て量³⁶を定め、籠や蒔などの蚕具に製造量に応じた数を定めて過大な製造・養蚕を禁じている。さらに、養蚕の飼育法・製種法についても大まかに定立している。なお、勸業会社では養蚕・製種、つまり蚕種製造はおこなわず、社中農家で行っていた³⁷。

蚕種業はこれまでも粗製濫造品に悩まされ続けてきた。それは蚕卵紙上では良質なものがそうでないか判断が難しいため、売り手を信用するしかないことに問題の所在があると考えられる。蚕種の品質を保ち、できる限り良質の蚕種製造を行うための研究成果を、蚕種製造を行う社中農家に浸透させ、社中での粗製乱造を極力防ぐことが、会社としての品質管理の上で重視されていたと考えられる。良質の蚕種を製造するための飼育法が書かれている実践書としての『養蚕新論』³⁸が、島村勸業会社設立と同じ1872（明治5）年に田島弥平によって著されている。

第2の役割として、品質の評価管理とその証明方法の確立があげられる。

社中農家で製造された蚕種は一か所に集められ、役員が品位を4段階に区分して、すべてに勸業会社の証印を押して横浜へ出荷した³⁹。

第一の役割に関連するが、経験と実績があり社中全体の利益を考慮して判断できる人物が、一定の基準を設け明確に等級を分けて品質の保証をすることで、社中農家の理解と品質向上への意欲を持たせることが出来ると考えられる。また、そのような経験豊かな者による品質の担保があることは、蚕種を買い取る者からのより一層の信頼を得ることができるといえる。

また、たとえ実物の品質が良いとしても蚕卵紙上で客観的に見分けることは外部者には難しい

明治初期における蚕種輸出記録（1）

ため、証印（島村勸業会社製造）を用いることでそのマークを信頼して売買できるようにしたことは画期的なことだといえる。

これは現代のブランド（商標）戦略に相当することであり、大変重要な経営手法を当時行っていたことは注目に値する。「島村蚕種」ブランドが正式に誕生したといえる。

第3の役割として、販売交渉の確立があげられる。

横浜へは役員の代表が出張して売込商や外国商人と接して売買にあたる。売上代金は一括し、品等・枚数に応じて社員に分配する仕組みであった⁴⁰。

売込商や外国商人との交渉においては、買い手が示す価格を反映せざるを得ない場合が多くあることは想像に難くない。しかし、品質管理を十分したうえで良品であるのであれば、価格を適正に保ち交渉することができる。これには交渉術を熟知した人間が一括して行うことが効率的かつ合理的である。適正価格での販売で得た利益の分配は、社中農家に継続的な蚕種製造を促し、会社運営の継続を促進するという意味でも大変重要な点であることを指摘しておきたい。

5. 粗製品・偽装品の横行

弥平の手記によると、その後の市場動向については下記のとおりである。

同六年ニハ前年ヨリ一層好気配ニテ蚕種四万三千二百六拾五枚ヲ製シ、商売盛況ヲ続ケ高価ノ売込ヲナセリ、同七年「蚕種五万〇四百四拾九枚ヲ製造ス」ハ頓ニ低落ノ景況ナリシガ、島村蚕種ハ残ラズ売捌キタリ、此年蚕種製造規則改正トナリ、法ニ依テ島村勸業会社ノ名称ヲ廃セラレ、島村組合ト改称ス

（同 64 頁）

翌 1873（明治6）年はさらに高値で販売することができた。しかし、1874（明治7）年にはすべて売り切ることはできたが、価格は再び下落してしまったと記されている。

1874（明治7）年の価格の下落の原因のひとつとして粗製品・偽装品の横行が拡散していったことがあげられる。

粗製品が大量につくられ市場に出回ることによって、買い手の信用を失い蚕種製造者全体の価格にも影響を及ぼしたことが考えられる。

粗製品に関して、島村の業者も苦慮しており、1873（明治6）年に田島武平の名義で大蔵省租税寮待所⁴¹宛てに建白書を出している⁴²。その内容は蚕種濫造を防止するために蚕卵原紙の製造

販売の制限規定だけでは不十分であるので、その改正を申し出たものである。さらに、「蚕種規則」として濫造を規制する意味を述べている⁴³。

この建白書の趣旨を政府も取り上げ、1874（明治7）年に「蚕種原紙売捌規則」が布達された。これは、蚕種原紙は政府において製造し、これを特定の売捌所に売り下げることにし、自由に原紙を作ることを禁止したものである⁴⁴。

一方、偽造品は島村勸業会社にとって新たな難題となった。それは、良品として知れ渡った島村勸業会社の証印を悪用されたことである⁴⁵。現在でいう偽ブランドの横行である。当時の日本においては商標の保護という概念がなく⁴⁶、偽の証印は販路拡大を目指す島村勸業会社に暗い影を落とすことになった。

6. 島村勸業会社と富岡製糸場

内陸の小村にわが国初の蚕種業民間会社組織である島村勸業会社が設立された1872（明治5）年、官営模範器械製糸場である富岡製糸場も設立された。

製糸場の設立計画を担当した政府の役人の尾高惇忠⁴⁷とポール・ブリュナ⁴⁸らが武蔵・上野・信濃の地域を調査し、下記の理由により上野国の富岡に場所を決定した⁴⁹。

1. 富岡付近は養蚕が盛んで、生糸の原料である良質な繭が確保できる。
2. 工場建設に必要な広い土地が用意できる。
3. 製糸に必要な水が既存の用水を使って確保できる。
4. 蒸気機関の燃料である石炭が近くの高崎・吉井で採れる。
5. 外国人指導の工場建設に対して地元の人たちの同意が得られた。

この富岡製糸工場の設立において渋沢栄一が関与していたことはひろく知られているところである。1869（明治2年）明治維新政府に招聘された渋沢のもとで様式器械製糸場の創設が決定し、渋沢は1970（明治3）年富岡製糸場主任としてその創設を主導する立場に就いたのである⁵⁰。

良質な生糸生産（製糸）のためには良質な繭が必要である。そして、良質な繭の生産には良質な蚕種が求められる。

一般に富岡製糸場への研究実績が注目されているが、本研究では、島村勸業会社と富岡製糸場との関係性を、両社にかかわりの深い渋沢栄一を軸に考察を加えるべきであると考えている。

ここであらためて、島村勸業会社と富岡製糸場との関係性について、渋沢栄一の蚕種人脈を中心に整理したい。

6-1 渋沢栄一と島村勸業会社

渋沢栄一は、武蔵榛澤郡血洗島（埼玉県深谷市血洗島）の出身である。血洗島は養蚕が盛んであった。渋沢の生家⁵¹でも稲麦や藍玉の製造・販売のほかには養蚕を家業としていたが、渋沢が在村時代にその才能を発揮したのは藍販売においてであった。

1892年（明治25）年に改築された渋沢生家は、屋根には田島弥平⁵²考案の総抜気窓のある島村式蚕室⁵³を備えている。渋沢生家の構造は改築前と同様であったことから、生家の養蚕法は田島弥平が確立した蚕種の飼育法である清涼育であったと考えられる。渋沢は家業により養蚕にも通じており、富岡製糸場の創設、島村勸業会社創立および直売の支援⁵⁴など、殖産興業の職務遂行過程にいかされたと考えられる。

また、渋沢栄一と島村勸業会社代表の田島武平は姻戚関係にある。渋沢の従兄に渋沢喜作⁵⁵がおり、喜作の姉シゲが武平に嫁いでいた。武蔵国の血洗島から北方へわずか2キロ弱の利根川沿いに、上野国の島村がある。

渋沢栄一の伯父にあたる渋沢宗助⁵⁶は『養蚕手引抄』のなかで、血洗島村の位置を「刀根鴉二水合流南浜」と端的に表現したが、武蔵国と上野国と属する国は異なっても、血洗島村は島村と同じ利根川の「南浜」にあり、経済圏も同じくし、蚕種業でもあった宗助は島村蚕種家が多数加わる蚕種仲間のひとりであった。

島村勸業会社設立の際、田島武平に三井組からの融資等さまざまな援助をしたのは単に姻戚関係であったということではない。田島らの蚕種生産技術の高さ、村民をまとめる能力など実績と将来性を考慮して冷静に判断して行ったものと考えられる。

6-2 渋沢栄一と富岡製糸場

先に記したとおり、田島武平と田島弥平はともに島村蚕種業の田島弥兵衛を継ぐ創業家の人物である。富岡製糸場の初代所長を務める尾高惇忠と島村式蚕室の考案者である田島弥平はともに奥州本場商人の蚕種商売独占に反対するために1865年（慶応元年）、岩鼻代官所に訴え出るほどの仲であった。

尾高惇忠は血洗島村の東隣にある下手計村出身、渋沢栄一の義従兄にあたる人物である。尾高は1870年（明治3）2月には民部省監督権小佑に任官し、同年閏10月に「民部省庶務司上州富岡製糸場ヲ管ス」として、富岡製糸場の民部省所管が決定すると、尾高は民部省庶務小佑となる。

渋沢栄一と尾高惇忠および田島弥平・武平の蚕業人脈が明確となる用務日記が存在する⁵⁷。

これによると、1870年（明治3）10月に民部省の富岡製糸場所管が決まると、尾高は民部省庶務小佑として、杉浦讓⁵⁸および御雇い外国人ブリュナら一行とともに岩鼻県富岡に赴き、製糸場

建設地の買収、工場敷地の測量などの調査に従事した。

本稿で検討している手記を記した田島弥平は、蚕種をとるための蚕の飼育法の試行錯誤を繰り返し、風通しをよくし、空気を清涼に保つ「清涼育」という飼育法を考案し、蚕書として有名な『養蚕新論』を1872（明治5）年に著した⁵⁹。先述の通り洪沢の生家も島村式蚕室を構えている。

清涼育の普及地域は上野国南部と武蔵国六群に集中し、蚕種と繭、生糸の生産が盛業な地域に属し、富岡は繭と生糸の一大集積地であった。島村、血洗島村、下手計村は蚕種・養蚕などの経済圏をまったく同じくしている⁶⁰。

1872（明治5）年という同じ時間軸を前後して、人・物・金・流通・情報といった経済活動をする上での重要な要素が、限られた時期・限られた地域に集中していたことが明らかになった。

7. おわりに

本稿では、江戸末期1863（文久3）年から明治初期1885（明治18）年にかけての蚕種業の盛衰について記されている田島弥平の「幕末ヨリ明治初期 蚕種輸出記録 南畝 田島彌平手記」の前半部分について、主に1864（元治元）年幕府の蚕種輸出解禁から1872（明治5）年島村勸業会社設立までの整理を試みた。

手記を読み解くことで、わが国初の蚕種業会社組織の設立は、品質・流通・商標など現代にも通じる管理的経営の要素を十分に備えていたことが明らかになった。

さらに、国際的な知識と経験を有し、政府と民間の橋渡し役であった洪沢栄一が、島村と同じ経済圏の出身であったということ、そして、洪沢の見識や思想を理解し経済活動として実行することができた田島武平・田島弥平をはじめとする蚕種製造者の進取気鋭の精神を読み解くことができた。

田島弥平の手記は、今回整理した前半部分の勸業会社設立までに続いて、1875（明治8）年から1885（明治18）年まで記載されている。その主な内容は、蚕種販売の新たな方策としてイタリアへの直売のため4度の渡航をしたというものである。この後半部分には、壮挙といわれた蚕種業者自身による蚕種直輸出（直売）が実現したこと、本稿で整理した島村勸業会社の特長である粗製品や偽造品への新たな対応、会社組織としての性質の変化など、経営学的視点からも現代にも通じる大変興味深い点について記されている。

本稿の整理をふまえ、次稿では、会社の事業的性格を変化させながら蚕種業者としてヨーロッパに直接蚕種販売することを実現した背景を整理し、本稿と合わせて全体の考察を試みる。これにより、当時の島村勸業会社が会社組織として、現代社会にも通じる優れた組織体制であった可

明治初期における蚕種輸出記録（1）

能性を考察したいと考えている。

参考文献

- 群馬県蚕糸業史編纂委員会『群馬県蚕糸業史 上下巻』群馬県蚕糸業協会、1955年
群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編17』、1985年
群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編23』、1985年
群馬県『群馬県百年史 上巻』、1971年
金子緯一郎『利根川と蚕の村 上州島村史話』上毛新聞社、1979年
小泉勝夫『開港とシルク貿易—蚕糸・絹業の近現代』世織書房、2013年
境町史資料集・第4集（歴史編）『島村蚕種業者の洋行日記』境町、1988年
志村和次郎『絹の国を創った人々』上毛新聞社、2014年
鈴木芳行『蚕にみる明治維新』吉川弘文館、2016
寺本敬子『パリ万国博覧会とジャポニスムの誕生』思文閣出版、2017年
高崎経済大学地域科学研究所編『富岡製糸場と群馬の蚕糸業』日本評論社、2016年
富澤一弘「明治前期に於ける生糸直輸出の位置」『高崎経済大学論集 第45巻 第1号』2002年 35-54
頁
宮崎俊弥「蚕種輸出の盛衰と島村勸業会社」地方史研究協議会『内陸の生活と文化』雄山閣、1986年
宮本又郎編著『渋沢栄一 日本近代の扉を開いた財界リーダー』PHP 研究所、2016年
読売新聞社前橋支局編『絹の再発見』煥乎堂、1969年

注

- 1 読売新聞社前橋支局編『絹の再発見』煥乎堂、1969年 21頁：佐位郡島村は後に佐位、那珂波両郡が合併して佐波郡となる。
- 2 読売新聞社前橋支局編『絹の再発見』煥乎堂、1969年 21頁
- 3 鈴木芳行『蚕にみる明治維新』吉川弘文館、2016 22頁
- 4 読売新聞社前橋支局編『絹の再発見』煥乎堂、1969年 22頁
- 5 第二代目田島弥平（邦寧）1822（文政5）～1898（明治31）年：「清涼育」を確立。明治5年、宮中養蚕の世話方「養蚕教師」。明治5年2月、群馬県蚕種大総代。明治5年3月、蚕書「養蚕新論」を刊行。明治12年、「続養蚕新論」を刊行。明治12年、イタリアへ直接販売。弥平が清涼育のために改築した母屋は現存し2012年に国の史跡に指定、また2014年には富岡製糸場と絹産業遺産群の構成資産として世界遺産リストに登録。
- 6 鈴木芳行『蚕にみる明治維新』吉川弘文館、2016 22-23頁 「切り出し種」とは、蚕種の買い付け商人が奥州本場の裏に出向いて優良な種繭を購入し、それを現地で製種して持ち帰り、奥州本場種として売りさばく蚕種をさす。

- 7 (佐波郡境町島村 田島弥平氏所蔵) 群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編23』1985 P63-65
- 8 高崎経済大学地域科学研究所編『富岡製糸場と群馬の蚕糸業』日本評論社、2016年 2頁。小泉勝夫『開港とシルク貿易—蚕糸・絹業の近現代』世織書房、2013年 13頁
- 9 原因を突き止めた研究者ルイ・パストゥールの効果的な予防法(顕微鏡検査)により改善がみられるようになる。ただ、イタリアを含め同じくシルク生産・消費国だったフランスも予防法の普及が始まったのが1869年(明治2年)以降。
- 10 小泉勝夫『開港とシルク貿易—蚕糸・絹業の近現代』世織書房、2013年 13頁
- 11 1861(文久元)年に横浜に住んでいたフランス人のマロレという人物に、その番頭をしていた山下文次郎が、見本として日本産の優秀種二百枚を送ったところ、海外の商人に異常な関心をひいたといわれる。(金子緯一郎『利根川と蚕の村 上州島村史話』上毛新聞社、1979年)
- 12 小泉、2013年 37頁
幕府としてフランスに蚕卵紙を送った記録がある。明治初期に外務省が編纂した幕末外交史料集『続通信全覧』の「類輯之部 物産門 蚕卵寄贈及購求之件」には、ヨーロッパ各国が日本で蚕卵紙を求めた様子が記録されており、フランスへの寄贈については、次のような記録が残っている。1865年3月(元治2年2月)、幕府は1500枚の蚕卵紙を寄贈し、その後さらに、同年9月(慶応元年7月)、蚕卵紙1万5000枚を寄贈する旨、通知。幕府からのこの申し出に対し、駐日フランス公使ロッシュ(Leon Roches)は、幕府がかねてより希望していたアラビア馬寄贈の件について、フランス政府に伝えると申し出た。
この後、蚕卵紙は同年10月19日(8月30日)にフランスへ送り出されたが、フランスから馬が到着しないまま翌年を迎えたため、ロッシュが自身所有のアラビア馬1頭を將軍に進呈するという配慮を示したことが記録に残っている。そして、蚕卵紙寄贈から2年後、ついにアラビア馬が日本に到着したとの知らせを受け、老中小笠原長行は、1867年7月27日(慶応3年6月26日)に江戸城「大手門内下乗橋外」において馬の寄贈を受ける旨、ロッシュに伝えた。また、馬に付き添って来日した一等士官1名には「大小一腰、紅白縮緬五端」が、兵士4名には洋銀200枚が幕府より贈られた。微粒子病に悩まされていたフランスにとっては日本の蚕種こそ貴重な贈り物であった。参考図書：寺本敬子『パリ万国博覧会とジャポニズムの誕生』思文閣出版、2017年
- 13 小泉、2013年 38頁
- 14 同上 38頁
- 15 同上 38頁
- 16 同上 38頁
- 17 金子緯一郎『利根川と蚕の村 上州島村史話』上毛新聞社、1979 65頁
- 18 (佐波郡境町島村 田島弥平氏所蔵) 群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編23』1985 65頁、本邦蚕種伊国へ輸出総高井二価格表参照
- 19 小泉、2013年 39頁
- 20 同上 40-41頁

明治初期における蚕種輸出記録（1）

- 21 ルイ・パスツール（Louis Pasteur、1822年12月27日生－1895年9月28日没）フランスの化学者、細菌学者。
- 22 小泉、2013年 41頁
- 23 田島武平 1833～1910（天保4～明治43）年 田島弥兵衛の本家、屋号を桑麻館とする。明治4年、宮中養蚕の世話方、明治5年群馬県蚕種大総代 明治5年2月渋沢栄一の勧めと指導で「島村勸業会社」を設立し社長に就任 明治13年蚕種直売のためイタリアへ渡る この間に名主、郷長、県会議員、村長等を務めた。
- 24 栄一自身は「合本法」もしくは「合本組織」という表現を使っていた。ここでは、経済組織の仕組みだけでなくその背後にある思想までも表現する用語として「合本主義」を用いる。
- 25 （佐波郡境町島村 田島九如氏所蔵）群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編23』1985年 47-48頁
- 26 渋沢栄一『立会略則』大蔵省、1871年、明治文化研究会編『明治文化全集 第12巻』日本評論社 1929年
- 27 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人「1867年3月26日（慶応3年2月21日）条」『航西日記』卷之二 耐寒同社、1872年
- 28 宮本又郎編著『渋沢栄一 日本近代の扉を開いた財界リーダー』PHP 研究所、2016年 236-237頁
- 29 （佐波郡境町島村 田島九如氏所蔵）群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編23』1985年
- 30 三井銀行設立は1876（明治9）年
- 31 三井の援助を受け、1879（明治12）年、島村勸業会社（現群馬県佐波郡境町）田島彌平、田島善平、田島彌三郎等による直売が開始され、その後四次にわたるイタリア直売を行った。
- 32 <https://www.mitsui-pr.com/history/columns/028/> 三井広報委員会「渋沢栄一と三井」『三井の歴史』（2019.10.07 閲覧）
- 33 三野村は第一国立銀行を三井で独占しようと画策し始めたが、もともと合本主義の栄一はそれに反対する。これをきっかけとして三井は別の銀行設立の方向に進み始め、やがて1876（明治9）年、日本初の私立銀行である三井銀行（現・三井住友銀行）が誕生する。<https://www.mitsui-pr.com/history/columns/028/> 三井広報委員会「渋沢栄一と三井」『三井の歴史』（2019.10.07 閲覧）
- 34 群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編17』、1985年 131-134頁
- 35 宮崎俊弥「蚕種輸出の盛衰と島村勸業会社」地方史研究協議会『内陸の生活と文化』雄山閣、1986年 284頁
- 36 参考：掃き立て量とは、養蚕農家等がふ化した蚕を蚕座（和紙）へ移した数量をいい、正常卵で2万粒をもって1箱とする。<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mayu/gaiyou/> 農林水産省（2019.10.09 閲覧）
- 37 宮崎、1986年 284頁
- 38 『養蚕新論』は明治5年（1872年）、境島村の養蚕家田島彌平が著した養蚕書である。田島弥兵衛・彌平父子が考案した清涼育という飼育法の効用の普及のための実践書であり、近代養蚕法の基礎を築い

たと高く評価されている。現在、その版木はすべて田島家に保存されている。伊勢崎市指定重要文化財。<https://www.city.isesaki.lg.jp/kanko/rekishi/shitei/rekishi/4973.html> 群馬県伊勢崎市ホームページ (2019.10.09 閲覧)

39 宮崎、1986年 284頁

40 同上

41 渋沢栄一は1873(明治6)年まで大蔵省につとめていた。

42 金子、1979年 133頁

43 同上 133頁

44 金子、1979年 134頁

45 同上 134頁

46 後に島村の商標登録を県に申請するが、商標の意味が理解されなかったのか認められなかった。「1881(明治十四)年六月十七日 是ヨリ先当会議所、島村勸業会社ノ建案ニ係ル商標条例ノ儀ヲ審議シ、栄一、福地源一郎・益田孝等ト共ニ不認許制ヲ主張セシガ、認許制ノ主張過半数ヲ以テ可決セラル。仍テ是日栄一会議所会頭トシテ商標条例草案及認許願手續規則案ヲ農商務卿河野敏謙ニ提出シ、併テ認許商標ノ制ヲ実施センコトヲ建議ス」 デジタル版『渋沢栄一伝記資料』第17巻592-634頁 No.DK170049k (2019.10.07 閲覧)

47 尾高淳忠 1830～1901(天保元～明治34)年 渋沢栄一の義従兄で、且つ妹の千代が渋沢栄一の妻である。尾高塾を開き渋沢栄一に論語を教えた。富岡製糸場の初代所長を務めるが、当時禁止されている秋蚕飼育を奨励し所長を解任される。

48 ポール・ブリュナ 1840～1908年 フランス南東部ドローム県のブル・ド・ペアージュに生まれ、リヨンの生糸問屋に勤める。横浜開港後、居留地でフランス人が経営する商館で生糸の検査人となったが、蚕糸業に関する知識を見込まれ、官営製糸場の建設のために明治政府に雇用された。1870(明治3)年に「製糸場設立及び経営の計画書」を政府に提出して仮契約を結び、建設地の選定にも同行、同年11月に正式に雇用契約を締結した。製糸場に必要とするフランス人技術者の雇い入れや日本人の体格に合わせて特注した製糸器械の輸入などの準備をし、1872年の富岡製糸場開業後は1876年まで総責任者として製糸場内で職住一致の生活を続けた。

49 <http://www.tomioka-silk.jp/tomioka-silk-mill/guide/history.html> 世界遺産富岡製糸場ホームページ 施設紹介 (2019.10.09 閲覧)

50 志村和次郎『絹の国を創った人々』上毛新聞社、2014年 40-41頁

51 栄一が生まれたのは、「渋沢・中ノ家」で、血洗島村を開いた一家といわれる、村の中にあつて由緒ある渋沢家の宗家にあたる。農作の他、養蚕や若干の金融業などの諸業を営んでいた。同上 32頁

52 田島弥兵衛 1796～1866(寛政8～慶応2)年初代田島弥平(定儀)の長男。

53 蚕種輸出が解禁になると弥平の清涼育とその構造の抜気窓を構える蚕室が島村一帯に急速に広がり島村式蚕室と呼ばれるようになった。

54 「島村勸業会社創立に関する渋沢栄一書簡」群馬県立文書館所蔵。群馬県史編さん委員会、『群馬県史

明治初期における蚕種輸出記録（1）

資料編 23』1985年 46-48頁

- 55 尊王攘夷運動や一橋家に出仕などで行動を共にしている。
- 56 渋沢宗助 1794-1870（寛政6～明治3）年：江戸時代後期の豪農。3代目宗助。血洗島村生まれ。渋沢栄一の伯父にあたる。渋沢栄一。誠室と号する。学を叔父の渋沢仁山に学ぶ。文人・学者との交流も幅広く、1855（安政2）年みずから修得した養蚕技術を「養蚕手引抄」に著した。
- 57 富岡製糸場誌編纂委員会編『富岡製糸場誌上』富岡市教育委員会、1977年
- 58 杉浦讓 1835-1877（天保6～明治10年）山梨生まれ 1861（文久元）年 外国奉行支配書物御用出役、1863（文久3）年鎖港使節随員として渡欧、1867（慶応3）年パリ万国博へ徳川昭武の随員として渡欧、1868（慶応4）年、外国奉行支配組頭となり、外交事務を新政府へ引き継ぐ、駿府藩へ随従後、1870（明治3）年 民部省改正掛出仕、同年六月通権正、1871（明治4）年 駅通正、同年8月太政官権少内史、1872（明治5）年 太政官権大内史。参考文献：前掲寺本、2017年
- 59 志村、2014年 58頁
- 60 同上 59頁

